

令和7年度 幼稚園の保育料の市独自補助制度のご案内

(千葉県私立幼稚園の保育料等助成金事業)

令和元年9月まで実施していた私立幼稚園就園奨励費補助制度において、千葉市は国の補助制度に独自で上乗せ補助を実施しておりました。

幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、従前の私立幼稚園就園奨励費補助制度における補助額が、幼児教育・保育の無償化の上限額を超えている場合には、差額となる保育料の一部を補助します。

1 補助対象となる方

千葉市に住民登録があり、幼児教育・保育の無償化（入園料・保育料分）の対象となっており、幼稚園が定める保育料等月額（月額換算した入園料と保育料月額の計）が25,700円を超える方で以下のいずれかの条件に該当する子ども

○生活保護世帯の子ども、第3子以降の子ども

○市民税非課税世帯、ひとり親世帯・障害児（者）世帯の一部の子ども

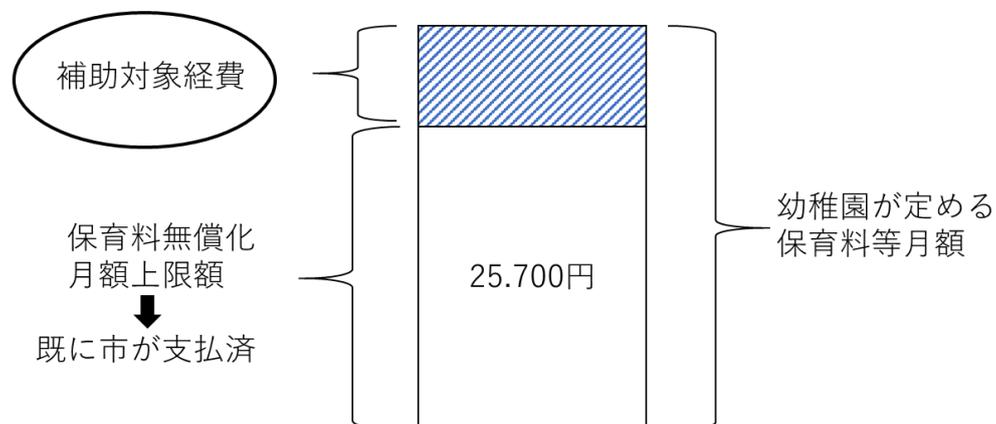
※所得が一定以上の世帯は対象とならない場合があります。必ず2ページ「3 市独自補助制度の対象世帯及び限度額表」及び4ページ支給要件確認フローチャートをご確認下さい

2 補助対象経費

各幼稚園が定める保育料等月額が、無償化の上限額である月額25,700円を超え、保護者が自己負担した保育料等が補助対象経費となります。

補助対象経費と「3 市独自補助制度の対象世帯及び限度額表」のどちらか低い額が補助されます。

具体的な額は2ページ「4 支給される額」をご確認ください。



3 市独自補助制度の対象世帯及び限度額表

(月額)

補助の区分(※1)		補助限度額		
		()内は、ひとり親世帯・障害児(者)世帯の補助金額		
		第1子	第2子※2	第3子以降※2
A	生活保護世帯	2,050円 (2,050円)	2,050円 (2,050円)	2,050円 (2,050円)
B	市民税非課税又は 市民税所得割額が非課税の世帯	— (2,050円)	2,050円 (2,050円)	2,050円 (2,050円)
C1	市民税所得割額の合計額が 102,800円以下世帯※1 (6% : 77,100円)	— (—)	— (2,050円)	2,050円 (2,050円)
C2	市民税所得割額の合計額が 281,600円以下世帯 (6% : 211,200円)	— (—)	— (—)	2,050円 (2,050円)
D1	市民税所得割額の合計額が 380,400円以下世帯 (6% : 285,300円)	— (—)	— (—)	2,050円 (2,050円)
D2	上記以外の世帯	— (—)	— (—)	1,210円 (1,210円)

※1 千葉県を含む指定都市に住所を有する方の所得割税率8%による金額となります。
千葉県を含む指定都市以外で課税されている方(市外からの転入者や単身赴任者等)は
表中の()内の6%の税額が基準となります。

※2 第2子、第3子以降の判定は、補助の区分がC2～D2世帯は、小学校3年生までの
きょうだいの中で、対象となる園児が上から何人目に当たるかで判定されます。(小
学校4年生以上のお子さんは、きょうだいの人数に含めません。)

補助区分がA～C1に該当する世帯は、小学校4年生以上のお子さんも、きょうだい
の人数に含めます。

<例>きょうだい、小学校6年生、年長、年少、の3人の場合

補助の区分A～C1世帯・・・年長のお子さんは第2子、年少のお子さんは第3子
補助の区分C2～D2世帯・・・年長のお子さんは第1子、年少のお子さんは第2子

4 支給される額

保育料等月額が無償化の上限額(月額25,700円)を超える場合について、無償化の上
限額との差額である補助対象経費を支給。

ただし、上記の「3 市独自補助制度の対象世帯及び限度額表」の金額を上限とします。

【例】補助の区分Aの第1子、幼稚園の保育料等月額30,000円の場合

30,000円(保育料等) - 25,700円(無償化上限額)

= 4,300円・・・① 限度額2,050円・・・②

①と②を比較して低い額である②の2,050円を支給

5 手続きの流れ

- (1) 補助の対象となる保護者は、幼稚園から申請書類が配布されたら、必要事項を記入し、幼稚園が指定する期日までに次の書類を幼稚園へ提出してください。
- ア 千葉県私立幼稚園の保育料等助成金交付申請書[E 2] (別紙参照)
- イ 必要な添付書類 (「6 該当する方は添付が必須の書類」参照)
- (2) 市は、申請書類等を審査の上、保護者が指定する口座に振り込みます。

6 該当する方は添付が必須の書類

補助対象となり、下表に該当する方は、必要な書類を申請書に添えて提出して下さい。

対象となる世帯	必要書類
補助の区分がAの世帯 (生活保護世帯) *毎回必ず添付してください	生活保護受給証明書
補助の区分がB～D 1の世帯で令和7年1月1日時点で千葉市に住民票がない方	令和7年度市民税所得割額のわかる書類 (課税証明書、特別徴収税額の決定変更通知書等)
ひとり親世帯 (母子又は父子家庭) *毎回必ず添付してください	次のいずれかの書類 ・ 戸籍謄本 …申請保護者のもの(発行から3か月以内) ・ 児童扶養手当証書の写し ・ 遺族年金証書の写し
障害児(者)世帯 【注意】 ・ 園児の保護者及び園児の保護者が扶養している者に限ります。 ・ 証明書類は、対象者及び証明書の種類がわかる部分をコピーしてください。	次のいずれかの書類 ・ 身体障害者手帳の写し ・ 療育手帳の写し、 ・ 精神障害者保健福祉手帳の写し ・ 特別児童扶養手当証書の写し ・ 障害基礎年金を受給していることがわかる書類の写し
令和6年1月～12月の間に海外勤務等により外国所得のあった方	下記の3項目がわかる勤務先が発行する給与証明書 証明内容：海外勤務の期間、勤務先、令和6年1月から12月の国内と国外の合計収入額
上記以外の世帯	令和7年度市民税所得割額のわかる書類 (課税証明書、特別徴収税額の決定変更通知書等) ※令和7年1月1日時点で千葉市に住民票があり千葉市で課税されている方は添付を省略できます。

上記添付書類については、「千葉県幼稚園における実費徴収に係る補足給付事業」で提出済の方は添付不要です。

きょうだいで申請する場合は、添付書類を子ども1人に1枚添付して下さい(写しで可)。

※必要な書類が不足している場合、幼保支援課よりご案内を送付します。
審査の継続を希望する場合は、案内に従い書類の提出をお願いします。
なお、提出にあたっての郵送等の費用は申請者負担とさせていただきます。

7 支給時期

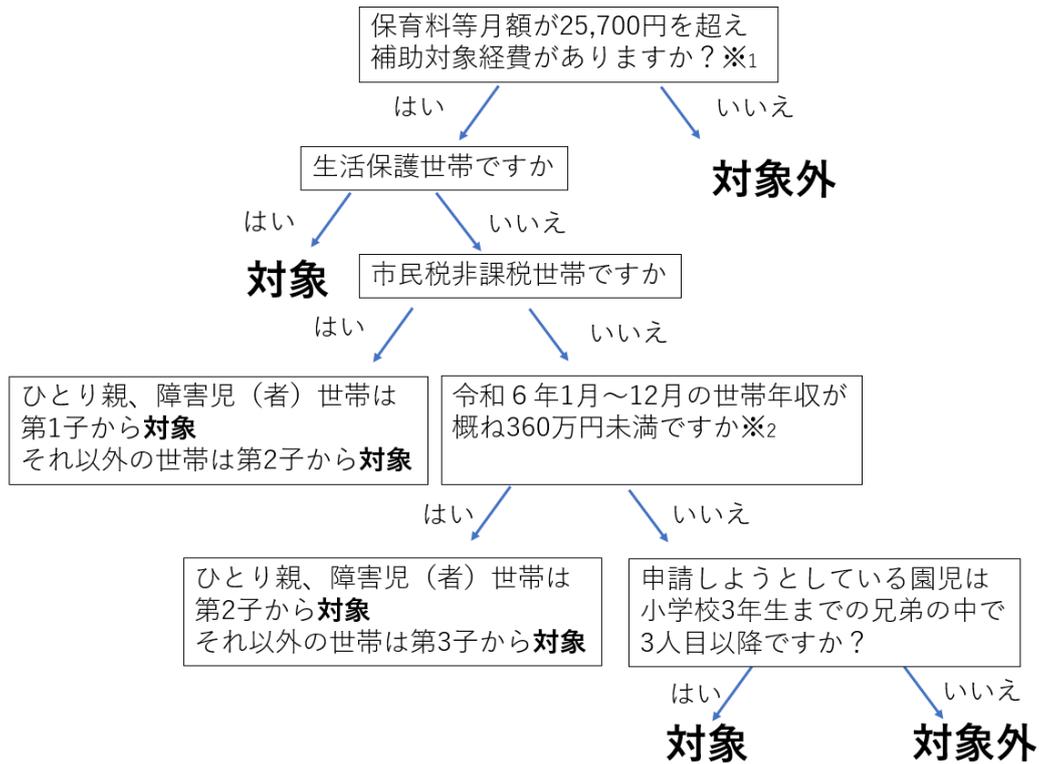
令和7年4月から令和7年9月の半年分を、まとめて令和8年1月末に支給予定
令和7年10月から令和8年3月の半年分を、まとめて令和8年7月末に支給予定
*都度申請が必要となります。

【問い合わせ先】

千葉市中央区千葉港1-1 (千葉市役所 高層棟8階)
千葉市こども未来局 幼児教育・保育部 幼保支援課 幼児教育振興班
電話：043-245-5100

千葉市私立幼稚園の保育料等助成金事業

支給要件確認フローチャート



※1 補助対象経費があるかどうかは、各幼稚園へお問合せ下さい

※2 保護者の令和7年度市民税所得割額が、下記の基準額以下の世帯

- ・千葉市を含む、指定都市で課税されている方の基準額：102,800円
 - ・上記以外の市区町村で課税されている方の基準額：77,100円
- ただし、税額控除前の市民税所得割額で審査します。

上記フローチャートで「対象」となった方は申請書と3ページに記載されている添付書類をそろえて幼稚園にご提出ください。